税の申告はできるだけ郵送でお早めに 申告期限は3月16日(月)

詳細はこちら 市HP

市・都民税の申告は市役所市民税課へ

問市民税課☎042－481－7193～7

1 市・都民税 申告が必要かチェック

このフロー図は一般例です。当てはまらない場合や、ご不明な点はお問い合わせください。

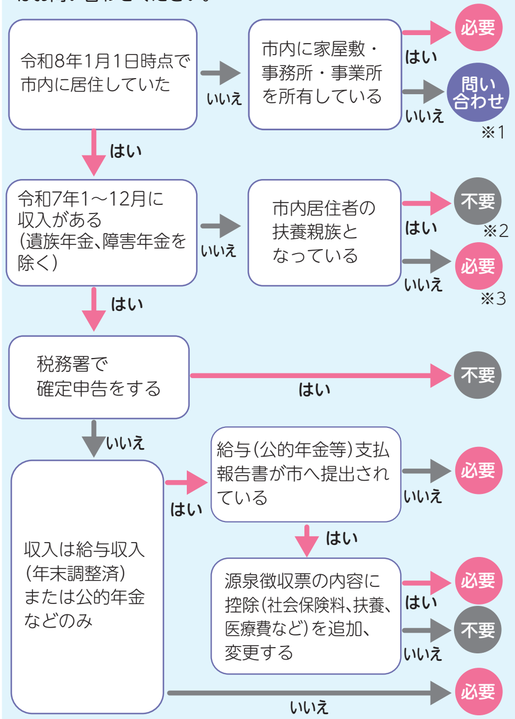

※1 令和8年1月1日時点で居住していた市区町村に問い合わせ
※2 申告しない場合でも、被扶養者として非課税証明書の発行が可能(合計所得欄が0円である記載が必要な場合は要申告)
※3 収入が遺族年金・障害年金のみで、過去にその内容を申告し、現状に変更がない方は申告不要

市ホームページから市・都民税申告書を作成できます

市の住民税額のシミュレーションシステムに所得や控除額を入力することで、市・都民税額やふるさと納税限度額の試算、市・都民税の申告書が作成できます。郵送で申告する際は、作成した申告書(両面印刷)に、入力に使用した資料や本人確認書類の写しを添えて提出してください(Eメールでの申告不可)。

シミュレーションシステムHP

税理士記念日の無料相談会

日2月20日㈮午前9時～午後3時
所多摩信用金庫市内各支店・西武信用金庫柴崎駅前支店・東京三協信用金庫調布支店 内所得・贈与・相続税の相談
定各店申し込み順5人 申問東京税理士会武蔵府中支部☎042－319－2825

2 申告に必要なもの

対象者	必要書類
全 員	●本人確認書類(運転免許証など) ●マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードや通知カードなど) ●市・都民税申告書(2月10日㈫に発送予定)
給与・公的年金などの収入がある方	源泉徴収票、給与明細書など
その他の収入がある方	収入金額や必要経費が分かる帳簿や領収書など
社会保険料控除を受ける方	国民年金の領収書など
生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方	控除証明書
医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書欄に記入または別途作成した明細書を添付 ※領収書の添付は不要。医療費控除のみ、医療保険者から交付を受けた医療費通知を明細書として添付可。ただし、ほかの診療分を加えて申告する場合は別途明細書を作成し、「別紙(医療費通知を明細書)と合算で、合計〇〇円」と記入
障害者控除を受ける方	障害者手帳またはそれを証明できるもの
日本国外に居住する親族が配偶者控除・扶養控除を受ける方	親族関係書類と送金関係書類など
寄附金税額控除を受ける方	寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証など
その他控除を受ける方	その控除に該当することを証明する書類

3 申告方法

令和8年度分から市・都民税申告書が国の統一様式に変わりました。

❶郵送で申告

郵送での提出にご協力ください

申告書に必要事項を記入し、所得や控除を証明できる書類を添えて、〒182－8511 市役所市民税課へ。

❷お預かりボックスに投函

窓口に並ばずに市民ロビーで提出できます

作成済みの市・都民税申告書をお預かりボックス(市民ロビー(市役所2階))に投函してください。

※❶❷で申告する場合の注意点
●申告書受付書の返送を希望する場合、返信用封筒(宛先を記入し切手を貼付)を同封
●不明な点を後日確認する場合があるため、日中連絡のとれる電話番号を明記
●添付書類は原則返却不可。原本が必要な方は写しの添付も可

❸窓口で申告

●市民税課(市役所3階)
期2月13日㈮まで(平日のみ) 時午前8時30分～午後5時
●市民ロビー(市役所2階)
期2月16日㈪～3月16日㈪(平日のみ)※例年、最初と最後の週が混雑します
時午前9時～午後4時

❹電子で申告

令和8年から「eLTAX個人住民税電子申告システム」にてインターネット上での申告ができます。詳細は市HPをご確認ください。

市HP

所得税の確定申告は税務署へ

問武蔵府中税務署☎042－362－4711

確定申告書の内容や記入方法などは、武蔵府中税務署へお問い合わせください。

期所得税・復興特別所得税／2月16日㈪～3月16日㈪
消費税・地方消費税／3月31日㈫まで ※いずれも必着

時受付／午前8時30分～午後4時 相談／午前9時～午後5時
※平日のみ。ただし、3月1日㈰は立川税務署で受付・相談を実施

便利なe－Taxをご活用ください

自宅から、税務署へ確定申告書を提出できるe－Tax(電子申告)をご利用ください。

①マイナンバーカードで送信 マイナポータル連携を利用すると、確定申告書の自動入力から送信まで行えます。
② ID・パスワードで送信 これまでに申告書作成会場で登録したID・パスワードをお持ちの方は、スマートフォン・パソコンで国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から申告書を送信できます。

所得税などの確定申告は簡単・便利なスマホ申告で

確定申告書等作成コーナー

申告書作成会場で相談が必要な方

確定申告会場への入場には、LINEでのオンライン予約が必要です。当日、会場でも入場整理券を配付しますが早めに締め切る場合があります。

国税庁LINE登録

持ちもの
☑マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書(数字4桁)と署名用電子証明書(英数字6～16文字)が分かるもの
☑源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
☑利用者識別番号(ID・パスワード)が分かるもの
☑マイナンバーカードを持っていない場合は、本人確認書類(運転免許証など)とマイナンバーが分かる書類(通知カードなど)
☑スマートフォン
※このほか、所得・控除などによって必要な書類あり。
詳しくは国税庁HPを要確認

作成済みの確定申告書は市役所でもお預かりします

●お預かりボックス(市民ロビー(市役所2階))
期2月16日㈪～3月16日㈪(平日のみ)
申告期間中に作成済みの確定申告書等一式(正本のみ)を封筒に入れ投函してください。市では控えにお預かり印を押印しませんので、控えは同封せず、ご自身で記録・管理してください。
※詳細は国税庁HP参照

国税庁HP

市役所では投函のみ

(注)市役所では申告に関する相談・確認はできません
3月17日㈫以降は、直接武蔵府中税務署へ提出してください。

寄附金税額控除 (市・都民税(住民税))

対令和7年1～12月に行った寄附
他ふるさと納税の寄附先団体が5団体以内で、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した方は、確定申告や市・都民税申告は不要

所得税の確定申告をする方の手続き

3月16日㈪までに、確定申告書を武蔵府中税務署に提出してください。(スマホ申告を推奨)
※確定申告書には所得税の寄附金控除に関する項目に加えて、申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」の該当区分の欄に寄附金額を必ず記載

[確定申告書第二表]より

必ずここもご記入ください

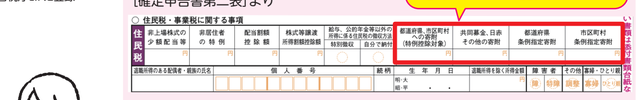
○住民税・事業税に関する事項
住民税
非上場株式の少額配当等
非居住者の特例
配当割額控除額
株式等譲渡所得割額控除額
都市、公的等金等以外の所得に係る住民税の控除区分
特別徴収
自分で納付
都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)
共同募金、日赤その他の寄附
都道府県条例指定寄附
市区町村条例指定寄附
円
円
円
円
円
円
○
○
○